



○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号） 抄

（幕僚監部）

第二十条 （略）

- 2 幕僚監部に、部及び課を置く。
- 3 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号） 抄

（部内の秩序維持に専従する者の権限）

第九十六条 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に依っている予備自衛官補（以下この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事する自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務に関し自衛官等以外の者の犯した犯罪

二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

2・3 （略）

○ 防衛省の職員給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号） 抄

（被服等の支給又は貸与）

- 第二十一条 政令で定める職員には、その職務の遂行上必要な被服その他これに類する有価物を支給し、又は無料で貸与する。
- 2 前項の有価物の範囲及び数量並びにその支給又は貸与の条件は、政令で定める。

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号） 抄

第五節 特別の機関

第一款 幕僚監部

第三目 海上幕僚監部

（人事計画課）

第百十三条 人事計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の人事の計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）の総合調整に関すること。
- 二 職員の補充に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 三 知能、性格等に関する適性検査に関すること。
- 四 （略）
- 五 部内の事務の総括に関すること。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号） 抄

第百十一条 （略）

一 （略）

二 海上自衛隊及び航空自衛隊以外の自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三 海上自衛隊及び航空自衛隊以外の自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

2 （略）

一 （略）

二 海上自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三 海上自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

3 （略）

一 （略）

二 航空自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三 航空自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

4 現行犯人を逮捕する場合その他防衛大臣が定める場合には、前各項の規定にかかわらず、法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のすべてについて陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行うことができる。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号） 抄

（被服の無料貸与及び支給）

第十七条 （略）

2 前項の職員が同項の規定により貸与された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、別表第九に掲げる被服の品目

及び数量の範囲内で、亡失し、又は損傷した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び無料で貸与することができる。陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒が公務の遂行による事故又は天災事変による災害のため、同項の規定により支給された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、別表第十に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、亡失し、又は損傷した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び支給する。

3 防衛大臣又はその委任を受けた者は、伝染病の予防のため必要があると認めるときは、前二項の規定により第一項の職員に貸与し、又は支給した被服を棄却し、又は焼却することができる。この場合において、必要があると認めるときは、それぞれ別表第九又は別表第十に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、棄却し、又は焼却した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び無料で貸与し、又は支給することができる。

4 第一項の職員が休職（学生及び生徒にあつては、休学）を命ぜられ、停職（学生及び生徒にあつては、停学）処分を受け、法令に違反した疑いにより調査若しくは審理のため職務を停止され、又は療養のため病院その他の医療施設に入院し、若しくは入所した場合には、防衛大臣の定めるところにより、これらの者に対して前三項の規定により貸与された被服の全部又は一部を返還させることができる。

5 前項の規定により被服の返還を命ぜられた職員についてその返還の事由が消滅した場合には、その者に対して、その返還した被服の全部を再び無料で貸与する。

6 第一項の職員が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、同項から第三項まで及び前項の規定により貸与された被服（第二号に掲げる場合に該当するときにあつては、別表第九に掲げる被服に限る。）の全部をその際に返還しなければならない。

一 陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒がそれぞれ陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒以外の者となつた場合（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生がそれぞれ陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官となり、かつ、現に貸与されている被服が当該自衛官に貸与される被服と同一の制式である場合を除く。）

二 陸曹長等が准陸尉以上の陸上自衛官に、海曹長等が准海尉以上の海上自衛官に、空曹長等が准空尉以上の航空自衛官にそれぞれ昇任した場合

三 訓練招集等に応じている予備自衛官等がその訓練招集等の期間を終了した場合

7 第一項の職員が死亡した場合には、防衛大臣は、第一項から第三項まで及び第五項の規定によりその者に貸与した被服の全部を、その際その者を直接監督する地位にある職員から返還させる等国に回収する措置を執るものとする。

8 特殊の地域において勤務し、又は特殊の勤務に従事する職員に対しては、防衛大臣の定めるところにより、職務の遂行上必要な被服を無料で貸与することができる。